

平成26年3月31日  
長野県司法書士会

## 事業の実施報告書

### 1 相談会名

平成25年度自殺対策強化月間  
司法書士による借金・多重債務無料電話相談  
「伝えたい。『いのちより重い借金はない。借金問題は必ず解決できる』」

### 2 開催日時

平成26年3月15日（土）午前10時～午後5時

### 3 開催趣旨

平成18年に自殺対策基本法が施行され、政府による自殺総合対策大綱に基づく、自死問題に対する様々な取り組みの結果、平成22年以降、全国の自殺者数は減少に転じ、平成24年、25年と二年連続で3万人を下回るまでとなりました。しかしながら、依然として、多くの人が、一人で悩みを抱え、自らの手でその命を絶っているという事態に変わりはありません。

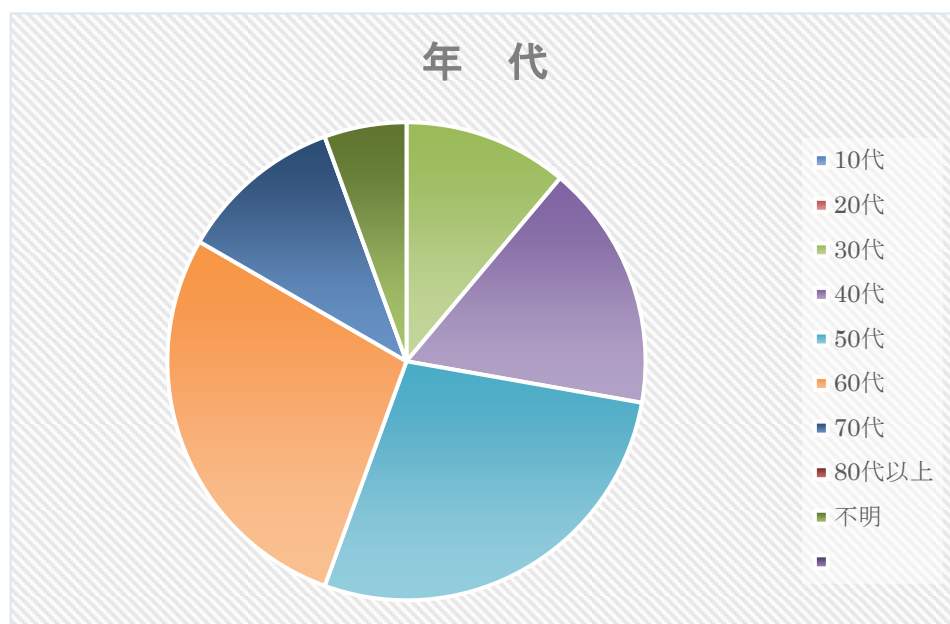
また 消費者金融など5社以上から無担保無保証の借入がある、いわゆる多重債務者の数も、金融庁の公表や㈱日本信用情報機構の統計データによると貸金業法改正前の230万人から、平成24年3月時点で44万人、平成25年3月時点で29万人、平成26年2月時点で18万人と減少しております。減少傾向にはあるものの、自殺の原因・動機において、健康問題に次いで多くの割合を占めている経済・生活問題は、その多くが「負債（多重債務）」が関係していると考えられます。

このような実状の中、当会では、多重債務問題に対する相談支援の取り組みを通して、相談者の生活再建を図るとともに、その背景にある根本的な貧困をはじめ、家族、仕事、心身の健康等の問題に対しても、必要に応じて法律専門職としての支援を行い、または他の専門窓口へつなぎ、ゲートキーパーとしての役割を担い、果たすことで、自殺予防の取り組みに努めるべく、平成25年度自殺対策強化月間に合わせて、上記のとおり無料電話相談を実施いたしました。

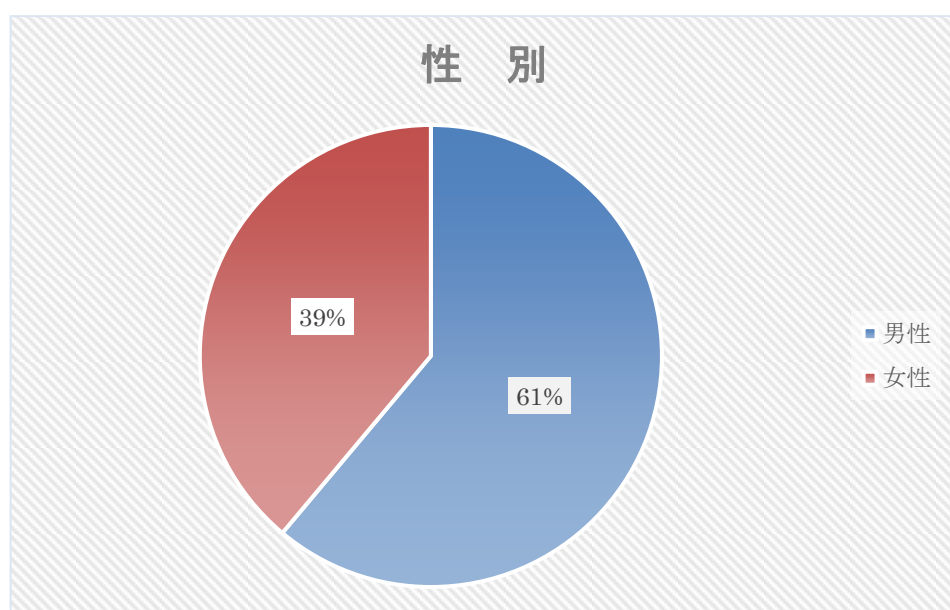
#### 4 相談件数 合計18件

内訳

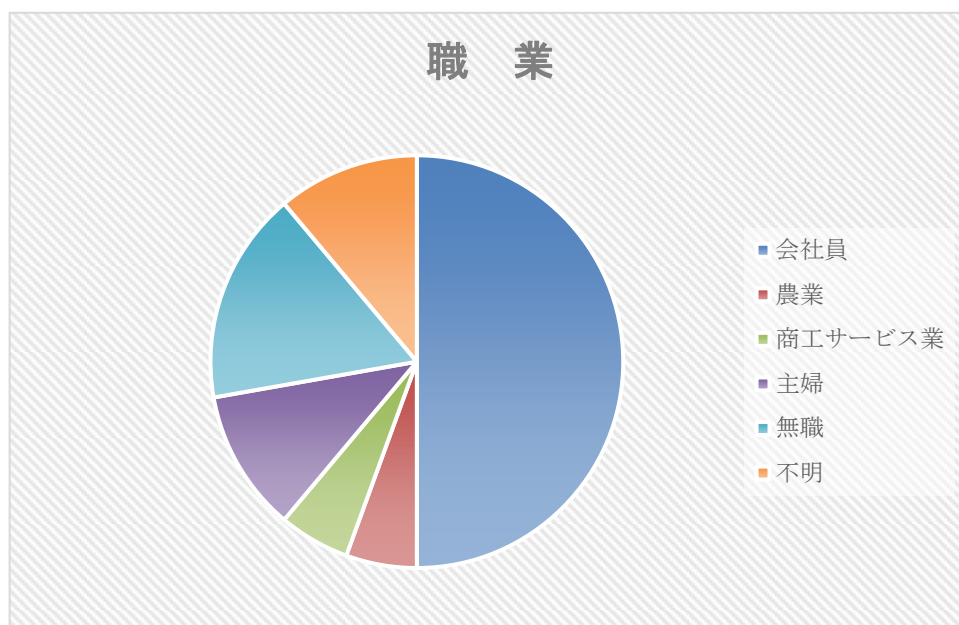
(1) 年代 10代\_\_0名 20代\_\_0名 30代\_\_2名 40代\_\_3名  
50代\_\_5名 60代\_\_5名 70代\_\_2名  
80代以上\_\_0名 不明\_\_1名



(2) 性別 男11名 女7名

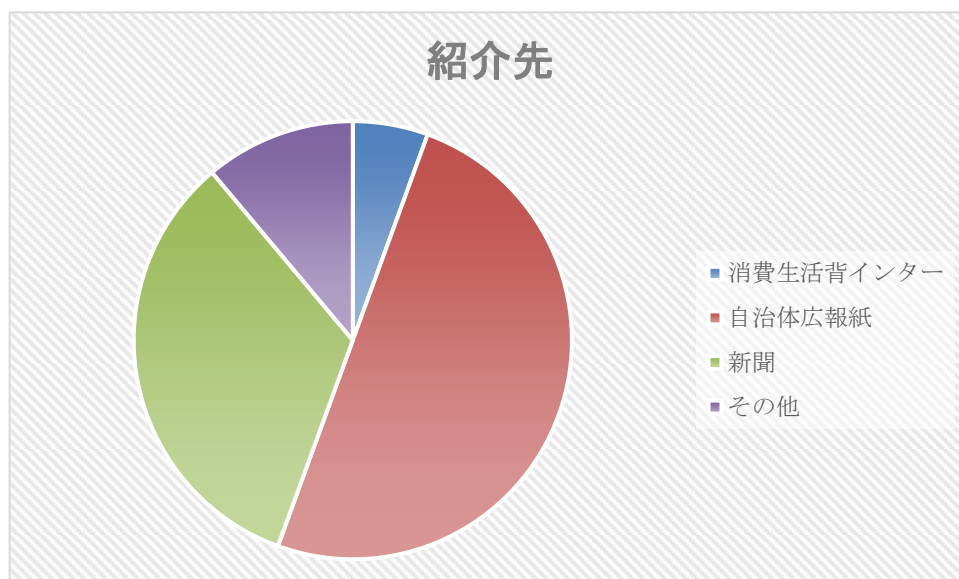


(3) 職業 会社員 9名 会社役員 0名 自営業 (農業 1名  
 商工サービス業 1名) 公務員 0名 主婦 2名  
 学生 0名 無職 3名 不明 2名



(4) 何で知り又はどこで紹介を受けたか

チラシ・ポスター 0名  
 長野県司法書士会 (窓口 0名 HP 0名 その他 0名)  
 法テラス (コールセンター 0名 長野地方事務所 0名)  
 自治体等公的機関 (市町村役場 0名 消費生活センター 1名  
 社会福祉協議会 0名 広報紙 9名 有線放送 0名)  
 新聞 6名 その他 2名



## 5 主な相談内容

寄せられた相談のうち、主なものは下記のとおりでした。

- (1) 住宅ローンの支払が困難、自宅を任意売却した後に残る住宅ローン
- (2) 自己破産の手続きや想定される不利益
- (3) 子どもの借金、親子及び夫婦双方の借金
- (4) 離婚後の養育費算定の目安及びその支払
- (5) 兄弟の遺産（多額の借金がある）相続
- (6) 完済後の過払金返還請求
- (7) 消費者金融からの貸金返還請求訴訟

## 6 実施した感想及び今後の対応

消費者金融や信販会社など5社以上からの借入がある、というようなケースの多重債務の相談は少なかった。他方、失業や賃金カットの状況で住宅ローンあるいは生活費を捻出するために、親子又は夫婦ともに住宅ローン以外の債務を負っていて、借金問題の解決には自宅の喪失を伴う恐れがある、というような方からの相談が多く寄せられました。

また、子（無職、低所得）の借金について、60代以上の親からの相談も複数みられました。中には、子の借金を親が返済している事例もありました。

これらのことは、単純に借金問題を解決するだけでは、すべての問題が解決されえないことを示唆しており、その後においても、寄り添い、話を聞き、必要に応じて貧困、健康、家庭、仕事等の問題や悩みに対しても支援を行い、または他の支援に適切につなげることができなければならないと強く認識しました。

よって、今後も、長野県司法書士会では、法律専門職として、支援を必要とする人に適切に対処するための相談事業等を通じて、積極的に自殺対策に参画し、自殺総合対策大綱に定める「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に寄与してまいりたいと思います。